

第 2 0 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成26年 7月11日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までに延べ 4回開催された、「〇〇〇〇〇〇業務委託」（以下「本件業務委託」という。）の入札に関する名古屋市公正入札調査委員会の一切の会議資料、議事録、事業者への事情聴取の実施結果、公正入札アドバイザーの意見聴取結果がわかる文書
- (2) 上記入札に関連して同年〇月に実施された公正取引委員会及び愛知県警察との相談について、協議内容、協議結果について記録した文書
- (3) 上記入札に関して、同年〇月、公正取引委員会及び愛知県警察に通報した通報内容が分かる資料、文書

2 同年 7月30日、実施機関は、本件公開請求に対して、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

- (1) 名古屋市公正入札調査委員会 会議資料（平成〇年〇月〇日分）
- (2) 名古屋市公正入札調査委員会 会議結果（平成〇年〇月〇日分）
- (3) 名古屋市公正入札調査委員会 会議資料（平成〇年〇月〇日分）
- (4) 名古屋市公正入札調査委員会 会議結果（平成〇年〇月〇日分）
- (5) 名古屋市公正入札調査委員会 会議資料（平成〇年〇月〇日分）
- (6) 名古屋市公正入札調査委員会 会議結果（平成〇年〇月〇日分）
- (7) 名古屋市公正入札調査委員会 会議資料（平成〇年〇月〇日分）
- (8) 名古屋市公正入札調査委員会 会議結果（平成〇年〇月〇日分）
- (9) 「談合情報に関する情報提供について」（平成〇年〇月〇日付け決裁文書）
- (10) 「談合情報に関する資料の送付について」（平成〇年〇月〇日付け決裁文書）

3 同日、実施機関は、本件行政文書のうち次に掲げる文書（以下「本件事情聴取書」という。）には第三者である異議申立人に関する情報が記載されて

いたことから、条例第14条第2項に基づき、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件事情聴取書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(1) 上記2(5)、同(7)及び同(10)の文書のうち、事情聴取書（平成○年○月○日○時○分～○時○分）（以下「本件文書」という。）

(2) 上記2(7)及び同(10)の文書のうち、事情聴取書（平成○年○月○日○時○分～○時○分）

4 同年8月13日、異議申立人は、実施機関に対し、本件事情聴取書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

5 同月22日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第7条第1項第1号に該当

本件行政文書に記載されている個人の氏名、役職名、印影及び電話番号等は特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。

(2) 条例第7条第1項第2号に該当

本件行政文書に記載されている法人の名称、電話番号、印影及び企業の運営情報等については、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えるため。

(3) 条例第7条第1項第5号に該当

ア 本件行政文書に記載されている情報提供者を示す情報、情報提供者の特定につながるおそれのある情報及び提供された情報の詳細については、公にすることにより、今後、情報提供を受けることが困難になり、事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 本件行政文書に記載される予定価格及び落札率は、公にすることにより、今後の本契約に係る入札事務において、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

ウ 本件行政文書に記載されている事情聴取の手法は、公にすることにより、今後の事情聴取の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

6 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次の理由及び同年 9月19日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

指名停止措置の根拠とした事実関係については、措置の適正な執行と入札の公正性を確保するため、公にすることが公益上特に必要であると認められ、条例第 7条第 1項第 2号ただし書ウに該当する。

なお、公開決定に反対する理由の中に「公にしないとの条件のもとに任意に提供された情報」との記載があるが、本件に係る事情聴取は公にしないことを条件とはしていないものであり、条例第 7条第 1項第 6号の規定には該当しない。

7 同月11日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について執行停止の申立てを行った。

8 同年 9月17日、実施機関は、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書のうち、「〇〇〇〇」と記述されている部分（以下「本件記述①」という。）については、本件記述①と同様の名称が付されたグループ会社は多数存在するため、本件記述①は異議申立人ではなく、グループ会社のいずれかの企業であるとの混同を生じさせ、グループ会社も談合に関与していたとの誤解を生じさせるおそれがある。

他方で、仮に、本件記述①を非公開としても、その他の公開部分により、文書の内容は理解できるのであるから、公益性が損なわれることはない。

(2) 本件文書のうち、異議申立人から依頼を受けて談合に関与した会社（以下「本件関与会社」という。）に対して異議申立人が持ちかけた入札金額

が記述されている部分（以下「本件記述②」という。）については、公開されると、競業他社が当該金額を基にして入札額を考えることにより、今後の本件業務委託に係る異議申立人の自由な入札金額の設定に支障を及ぼすおそれがある。

また、入札参加企業が当該金額を基準として今後の本件業務委託の入札を実行することにより、公正な入札が阻害されるおそれがあり、公開することでかえって公益性を損なうおそれが高い。

(3) 上記2(7)及び同(10)の文書のうち、公正入札アドバイザーの意見（同年〇月〇日）において、本件関与会社についての異議申立人と比較した評価が記述されている部分（以下「本件記述③」という。）については、反対解釈により、異議申立人は悪質な会社であると解釈されるおそれがある記述である。

しかし、そのような解釈は事実と異なるため、公開を受けた者に誤解を与えるおそれがあり、かえって公益に反する。

また、本件記述③の公開は、異議申立人の社会的評価を過度に貶めることにつながり、既に指名停止措置を受けている異議申立人に対して追い打ちをかける過度のペナルティというべきであり、公開されることによる不利益は極めて大きい。

(4) 以上より、本件記述①、本件記述②及び本件記述③（以下これらを「本件記述」という。）は、条例第7条第1項第2号ただし書ウに該当せず、同条本文に該当するため、非公開とすべき情報である。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 指名停止措置について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき閣議決定された、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成23年8月9日閣議決定）において、指名停止を行った場合は、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、指名停止の期間及び理由といった必要な事項を公表するとされており、指名停止の厳正な運用と必要な事項の公表による透明性の確保が要請されているところである。そして、当該要請は、物品調達や業務委託等のあらゆる入札・契約についても同様である。

そこで、本市においては、指名停止措置を行った場合は、名古屋市指名停

止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号。以下「要綱」という。）及び名古屋市指名停止要領（平成18年 3月30日付け17財監第75号）に基づき、当該指名停止を受けた者の商号又は名称、住所、指名停止期間、要綱適用条項及び指名停止理由を公表することとしている。

したがって、指名停止措置の根拠とした事実関係については、本市の規程等によりあらかじめ公表を予定しているものであり、措置の適正な執行と入札の公正性を確保するため、公にすることが公益上特に必要であると認められる。

2 本件記述①について

本件記述①が異議申立人を示す記述であることは、文脈から明らかであり、本件記述①を異議申立人のグループ会社と混同するおそれはない。

他方、本件記述①を非公開とした場合、当該部分に異議申立人以外の会社名が記述されているとの誤解を生じさせ、本件業務委託に係る談合（以下「本件談合事件」という。）に第三者が介在しているとの疑念を抱かせるなど、正確な情報が伝わらないおそれがある。

3 本件記述②について

本件記述②については、既に新聞で報道され、公となっている。

また、本件業務委託の再入札も終了しており、その際の入札金額も公表しているため、本件記述②を公開することによって、入札の公正性が阻害されることはない。

4 本件記述③について

本件記述③は、異議申立人と本件関与会社との間で指名停止期間に差を設けることは合理的であるとの趣旨で用いられた表現であり、そのことは文脈から明らかであるため、本件記述③を公開することにより、異議申立人の社会的評価が過度に貶められるものではない。

また、本件記述③を非公開とすると、本市が指名停止期間に差を設けた理由が不明確となるため、市民への説明責任が十分に果たせない。

5 以上より、本件記述は、公開することによって得られる公益の方が、公開することによって生じる異議申立人の不利益よりも大きいと認め、条例第 7条 第 1項第 2号ただし書ウに該当し、本件処分は妥当である。

1 争点

本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点となっている。

2 本件談合事件について

平成〇年〇月に実施予定であった本件業務委託に係る指名競争入札において、入札参加資格のある一社より、異議申立人から談合の協力依頼を受けたとする通報があり、本市が調査を行った。その結果、談合の事実が確認されたとして、本市は異議申立人及び本件関与会社を指名停止とし、公正取引委員会及び愛知県警察本部に通報した。

なお、本件談合事件に係る新聞報道においては、異議申立人から本件業務委託に係る談合を持ちかけたこと、異議申立人が持ちかけた入札金額、異議申立人が談合の事実を認めていないこと及び異議申立人が本件関与会社と比較して重い指名停止処分を受けたことが報道されている。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、異議申立人に対する指名停止措置の理由となった本件談合事件を確認した際に、根拠とした事実関係や調査の経緯等を示す一連の文書である。

そして、指名停止措置に関しては、入札制度の公正性及び市民の信頼を確保するため、厳正な運用とその内容の透明性が求められており、当該措置の根拠とした調査に係る文書である本件行政文書の公開には高い公益性が認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、情報を公開することの利益と公開しないことの利益を比較衡量した上で、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

そして、明らかに不利益を与えると認められるかどうかについては、抽象的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が必要である。

(2) 本件記述は、いずれも異議申立人の本件業務委託の指名競争入札に係る一連の動きや本件談合事件における異議申立人に対する評価を含む調査結果が記述された文書の一部であることから、法人等の事業活動上の情報

であると認められる。

(3) 次に、本件記述を公開すると、当該法人等に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件記述①について

(ア) 本件記述①が記述された文書は、実施機関が本件関与会社の社員に対して行った事情聴取を記録したものである。

そして、当該事情聴取記録には、本件記述①と「○○○○○○○○」という記述が混在していることが認められる。

(イ) この点、異議申立人は、本件記述①が異議申立人のみならず、グループ会社においても使用される略称であることから、本件記述①を公開することにより、グループ会社が本件談合事件に関与したとの誤解を招くこと及びグループ会社のうち上場会社の株価が下落することを主張している。

(ウ) しかし、本件記述①が異議申立人を示す記述であることは、文脈から容易に判断でき、上記 2 で述べたとおり、異議申立人が談合に関わった事実が既に新聞報道されていることからしても、誤解を招く蓋然性は低い。

したがって、異議申立人が主張する不利益は、異議申立人においても、グループ会社においても、抽象的なものにとどまり、具体的に法的保護に値するものではないため、公開しないことの利益は認められない。

(エ) 以上より、本件記述①を公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められず、本件記述①は条例第 7 条第 1 項第 2 号本文に該当するとは認められない。

イ 本件記述②について

(ア) 本件記述②が記述された文書は、上記ア(ア)のとおり、実施機関が本件関与会社の社員に対して行った事情聴取を記録したものである。

そして、本件記述②は、異議申立人が談合に際して、本件関与会社に持ちかけた金額であることが認められる。

(イ) この点、異議申立人は、当該金額を明らかにすると、今後、本件業

務委託の入札に際し、異議申立人の自由な入札金額の設定に支障を及ぼすおそれがあること及び当該金額を基準にして入札参加企業が入札を行うことによりかえって公益性が害されることを主張している。

(ウ) しかし、当該金額は、上記 2 で述べたとおり、新聞報道されており、既に公となっている。

また、本件業務委託の再入札について、その際の入札金額も実施機関において公表されている。

(エ) 以上より、本件記述②を公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められず、本件記述①は条例第 7 条第 1 項第 2 号本文に該当するとは認められない。

ウ 本件記述③について

(ア) 本件記述③が記述されている文書は、市が指名停止処分を決定するにあたり公正入札アドバイザーに助言を求めた際の記録であり、公正入札アドバイザーの意見が記述されているものである。

そして、本件記述③は、本件関与会社の指名停止期間を異議申立人よりも短くすることは合理的であるとする根拠として述べられた、本件関与会社に対する評価が記述された部分である。

(イ) この点、異議申立人は、本件記述③が公開されると、当該部分を反対解釈することにより、異議申立人は悪質な会社であると誤解され、異議申立人の社会的評価が害されるおそれがあると主張している。

(ウ) しかし、本件記述③は、上記(ア)で述べたとおり、本件関与会社に関する評価を述べた記述であり、異議申立人の評価を述べた記述でないことは明らかであるため、異議申立人の主張するおそれが生じる蓋然性は高いとは認めがたい。

また、仮に、異議申立人の主張するとおりに文脈を理解されることがあったとしても、上記 2 のとおり、異議申立人が本件関与会社に比べて重い処分を受けている事実が既に公にされている以上、その根拠となった公正入札アドバイザーの評価である本件記述③を公開することにより、異議申立人が新たに受ける不利益は大きいとは認められない。

(エ) 他方、本件記述③は、市の施設の業務に係る入札という公益性の高い案件に関して、談合に関わった企業の間で指名停止期間に差を設けた根拠となる部分であることから、市民に対する説明責任が特に強く求められ、当該部分を公開することの利益は大きいと認められる。

(オ) 上記(ウ) 及び(エ) より、情報を公開することの利益と公開しないことの利益を比較衡量すると、本件記述③を公開することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(カ) 以上より、本件記述③は条例第 7 条第 1 項第 2 号本文に該当するとは認められない。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書ウ該当性について

なお、異議申立人は、本件記述が条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書ウに該当しない旨主張するが、上記 4 で判断したように、これらの情報はそもそも同号本文に該当せず公開すべきであるため、同号ただし書の該当性について論ずる余地はない。

6 本件記述以外の部分について

異議申立人は、本件処分のうち本件記述以外の部分について、反論意見書及び口頭による意見の陳述において、当審査会に対し異議申立ての取り下げの意思を表明している。

したがって、本件記述以外の部分について、当審査会としては判断しない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

8 審査会の要望

(1) 本件記述①が記述された文書においては、上記 4(3)ア(ア)で述べたとおり、会社の名称及び略称が混在して記述されているが、当該文書は談合の事実を確認する事情聴取記録であり、当該談合関係者の権利利益に影響を与える内容であるため、正確性が強く求められるものである。したがって、会社名等の固有名詞については、より表記の正確性に配慮すべきであったと考えられる。

今後、実施機関においては、行政文書の作成に際し、固有名詞の重要性を十分に認識し、正確かつ分かりやすい表記を心がけるよう要望する。

(2) 本件公開請求においては、条例第14条第 2項に基づき第三者意見照会を行った文書の範囲と同条第 3項に基づき公開決定等について通知した文書の範囲が相違していたことが認められる。

しかし、同条第 2項は、公開しようとする文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に対する適正な行政手続を保障することを目的としたものであることから、上記文書の範囲は一致させるべきであったと言える。

今後、実施機関においては、条例の趣旨に十分留意し、第三者意見照会を行う際には適切な事務の運用に努めるよう要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 9月17日	諮問書の受理
9月30日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月28日	実施機関の弁明意見書を受理
11月14日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
12月12日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理 異議申立人が異議申立ての一部について取下げ
平成29年11月10日 (第 2回 第 1小委員会)	調査審議
12月 8日 (第 3回 第 1小委員会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成30年 1月12日 (第 4回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
7月27日 (第10回 第 1小委員会)	調査審議
8月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久